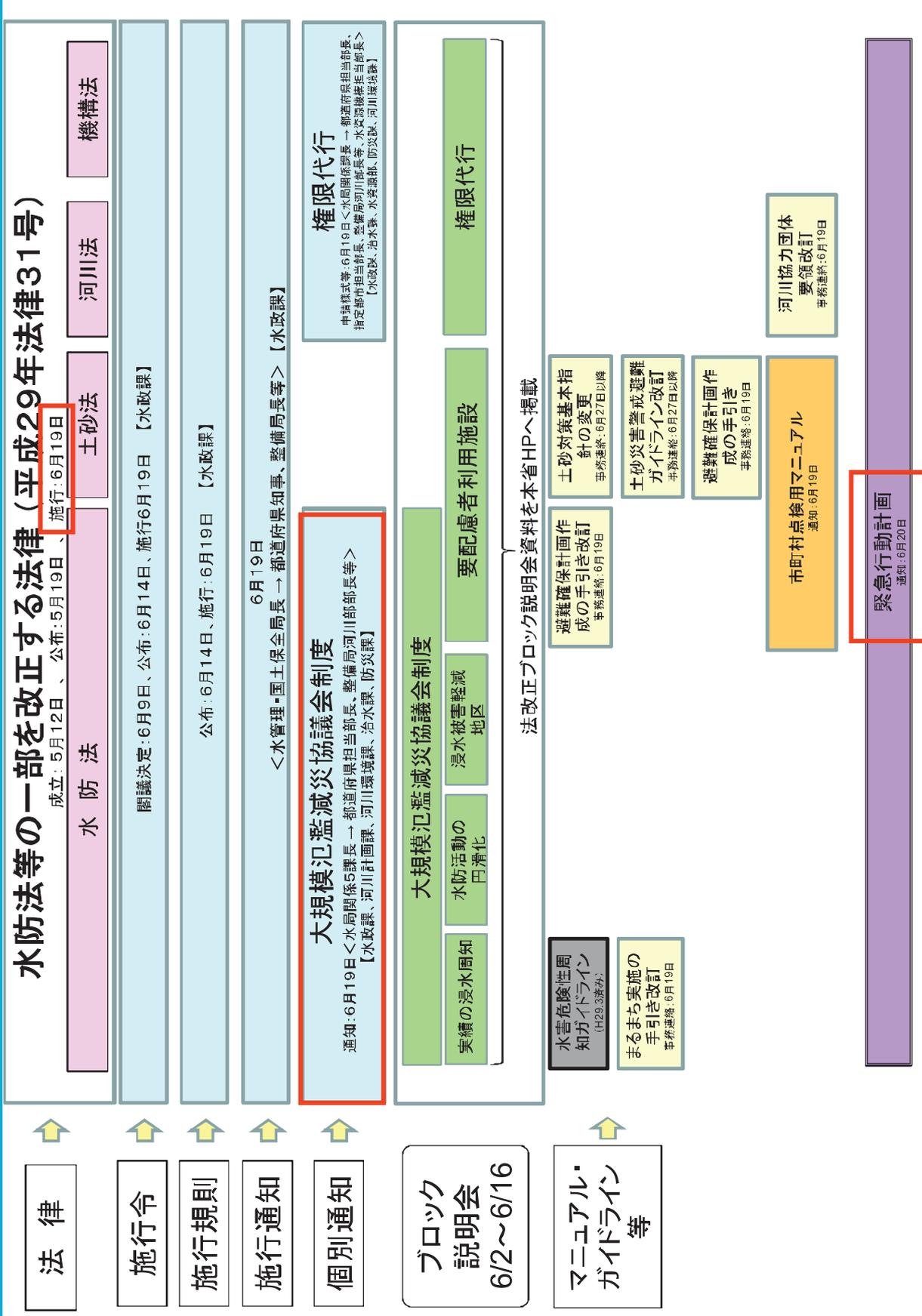


# 「水防法等の一部を改正する法律」 の概要について

# 水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成



法律

施行令

施行規則

施行通知

個別通知

ブロック説明会  
6/2～6/16

マニュアル・ガイドライン等

# ●水防法等の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「**逃げ遅れゼロ**」、**「社会経済被害の最小化**」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

## 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

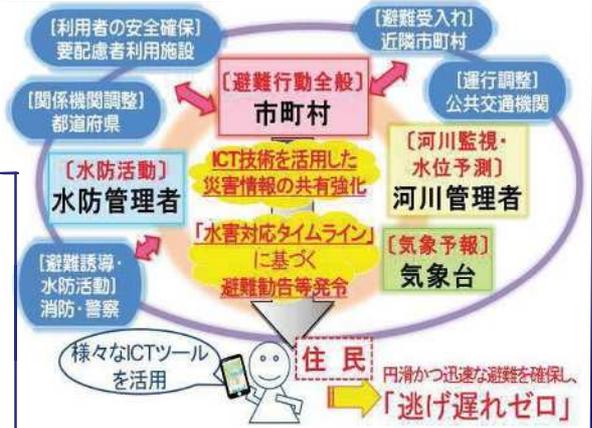
### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ

「**水害対応タイムライン**」(※)等を協議会で作成・点検。



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

#### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

#### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会<sup>※</sup>(約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

【平成27年9月 関東・東北豪雨】



【平成28年8月 台風10号】



# ①「逃げ遅れゼロ」実現のための 多様な関係者の連携体制の構築

# 大規模氾濫減災協議会制度の創設

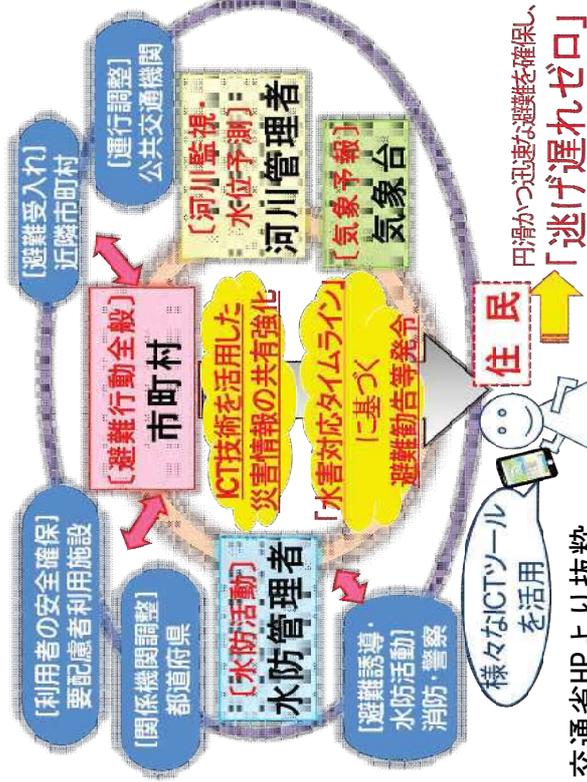
- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

## 協議会の構成員



## ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



国土交通省HPより抜粋



## ＜災害対応のスケジュール表「水害対応タイムライン」＞

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

## 担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

- 国も以下の取組により計画作成等を支援予定。
  - ・ 簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
  - ・ 地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
  - ・ モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
  - ・ 計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

# 水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

＜平成31年3月時点での計画の作成状況等＞

水防法に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設

うち 避難確保計画を作成済み

土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設

うち 避難確保計画を作成済み

: 67,901

: 24,234

: 13,741

: 4,958

## 水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	67,901
うち、避難確保計画を作成した施設の数	24,234
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	8,587

(平成31年3月31日時点)

## 土砂災害防止法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	13,741
うち、避難確保計画を作成した施設の数	4,958
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	1,404

(平成31年3月31日時点)

# 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

- 住民等の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する制度を創設。

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連動
洪水予報河川 (法10条、11条) 水位周知河川 (法13条)	○	○ (シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定)	○ (浸水想定を踏まえた避難場所の設定等)
<b>上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川 (今回措置)</b>	—	○ (浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知)	—

＜過去の浸水実績図 茨城県東海村＞



「避難すべき住民等が居住する住宅や高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川」等を想定

## 市町村長による浸水実績等の把握

- 過去の浸水実績等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等の把握に努める。
- 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状態等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を実施。

## 水害リスク情報の周知

- 過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知。
- 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施。

＜電柱に表示 兵庫県新温泉町＞



# 令和元年 台風19号の状況について

## 近年における自然災害の発生状況

○ 近年では、**毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生。**

【平成27年9月関東・東北豪雨】



① 鬼怒川の堤防決壊による浸水被害  
(茨城県常総市)

【平成28年熊本地震】



② 土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

【平成28年8月台風10号】



③ 小本川の氾濫による浸水被害  
(岩手県岩泉町)

【平成29年7月九州北部豪雨】



④ 桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

【平成30年7月豪雨】



⑤ 小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

【平成30年台風第21号】



⑥ 神戸港六甲アイランドにおける浸水被害  
(兵庫県神戸市)

【平成30年北海道胆振東部地震】



⑦ 土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年8月前線に伴う大雨】



⑧ 六角川周辺における浸水被害状況  
(佐賀県大町町)

【令和元年台風第15号】



⑨ 電柱・倒木倒壊の状況  
(千葉県鴨川市)

【令和元年台風第19号】



⑩ 千曲川における浸水被害状況  
(長野県長野市)





## 令和元年台風第19号による被害

- 令和元年台風第19号により広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計140箇所で堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、国管理河川だけでも約25,000haが浸水  
(10月28日時点)

信濃川水系千曲川(長野県長野市)



阿武隈川水系阿武隈川(福島県須賀川市他)



住宅等浸水状況(長野県長野市)



上田電鉄別所線(千曲川橋梁)

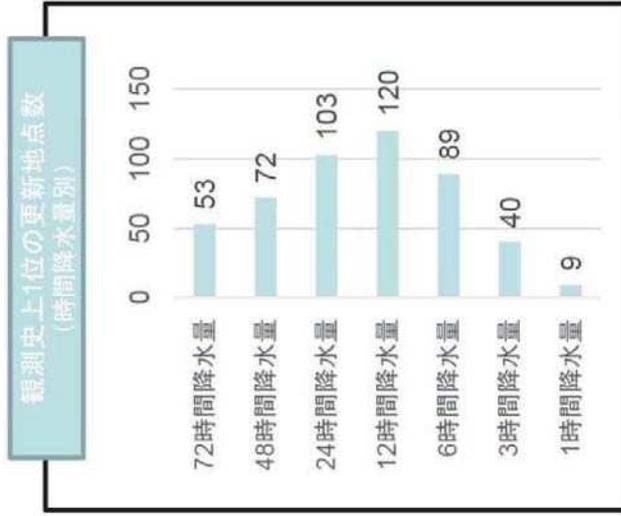
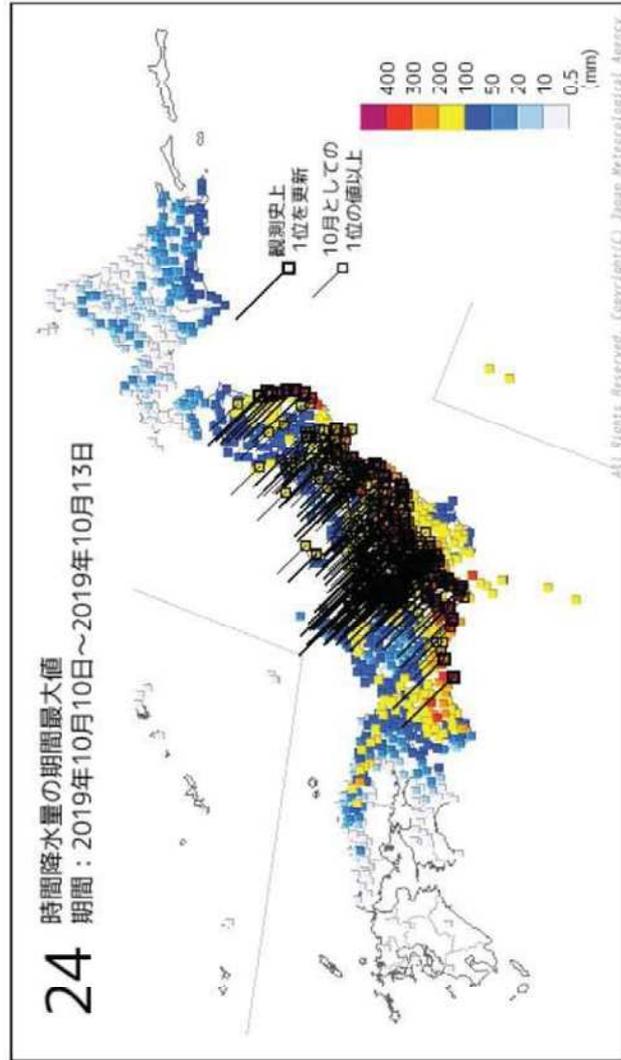


# 令和元年10月台風第19号の特徴(降雨)

速報版  
(R1.10.17時点)

- 10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。
- 台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮、高潮となった。
- 雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。
- 降水量について、6時間降水量は89地点、12時間降水量は120地点、24時間降水量は103地点、48時間降水量は72地点で観測史上1位を更新した。

※全国の気象観測地点は約1,300地点



※気象庁ウェブサイトより作成(特定期間の気象データ；2019年10月10日～2019年10月13日(令和元年台風第19号による大雨と暴風))  
※数値は速報値であり、今後変更となる場合がある。

# 台風第19号による国管理河川の状況(水位)

速報版

(R1.10.21時点)

- 国管理河川の阿武隈川水系阿武隈川、鳴瀬川水系吉田川、信濃川水系千曲川、久慈川水系久慈川(3カ所)、那珂川水系那珂川(3カ所)、荒川水系越辺川(2カ所)・都幾川では堤防が決壊。
- これらの河川では、観測水位が既往最高水位を超過又は迫る水位となった区間がある。

